

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会  
定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人 米原市社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第49条の規定により、法人の運営および業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員

(評議員の選出)

第2条 定款第7条第4項に定める評議員選任候補者は、次に掲げる者を少なくとも1名以上選出するものとする。

- (1) 地域の福祉関係者
- (2) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (3) 法人経営に必要な識見を有する者

(評議員の選任及び解任)

第3条 評議員の選任については、評議員の任期満了前、評議員選任・解任委員会において、次期評議員となるべき者を選任しなければならない。

2 会長は、評議員の任期満了直前の評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員に委嘱状を交付するものとする。

3 評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員となるべき者は、就任承諾書を事前、あるいは選任された日当日に、会長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第4条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(補欠選任等)

第5条 定款第9条第2項における評議員の補欠選任ならびに第3項における欠員補充については、第2条および第3条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第6条 会長は、評議員が選任されたときは速やかに評議員名簿を作成し、永久に保存しなければならない。

### 第3章 評議員会

(定例会および臨時会)

第7条 評議員会は定例会と臨時会とする。

2 定例会の時期及び付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 6月評議員会

ア 定款第12条第1項第5号に規定する前年度の計算書類及び財産目録並びに事業報告

イ その他定款第12条に規定する事項

(2) 3月評議員会

ア 定款第12条第1項第4号に規定する翌年度の予算及び事業計画

イ その他定款第12条に規定する事項

3 臨時会は、定款第14条の規定に基づき開催するときとする。

(評議員会の招集)

第8条 会長は、評議員会を招集するときは、招集の日時、場所および会議に付すべき事項を記載した書面または評議員の承諾を得て電磁的方法により、招集日の7日前までに各評議員に通知しなければならない。

2 前項の書面には、提出議案書および必要な資料を添付しなければならない。

(評議員会の開会)

第9条 議長は出席した評議員の数を確認し、定款第16条第1項の成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があるときは、事務局長等関係者の出席を求め、提出議案および報告案件の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第11条 定款第17条第1項に規定する議事録作成にあたって、議長は、議事録の正確さを期するため、適当と認める事務局職員に評議員会の議事の経過および結果を記録させることができる。

2 議事録は、社会福祉法施行細則第2条の15の規定により作成し、提出議案、資料等を添付して永久に保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第12条 会長は、評議員会に欠席した評議員に、議事の概要および議決結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第4章 役員

(理事の選出)

第13条 定款第18条第1項第1号に定める理事の選任については、次に掲げる者を少なくとも1名以上選出するものとする。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- (2) 福祉に関する実情に通じている者
- (3) 知識経験者

(監事の選出)

第14条 定款第18条第1項第2号に定める監事の選任については、次に掲げる者をそれぞれ1名選出しなければならない。

- (1) 社会福祉事業に関する識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

(役員選任手続き)

第15条 役員を選任については、役員任期満了前、直前の評議員会において、次期役員となるべき者を選任しなければならない。

- 2 次期役員を選任するには、理事会の承認を得て、評議員総数の過半数の同意を得なければならない。
- 3 会長は、役員任期満了直前の評議員会において選任された次期役員に委嘱状を交付するものとする。
- 4 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、就任承諾書を就任日前に、会長あて提出しなければならない。

(会長等選任手続き)

第16条 定款第19条第2項に規定する会長および副会長の選任については、会長等の任期開始日に開催する理事会において、次期会長等となる者を選任しなければならない。

- 2 次期会長等の選任については、理事総数(現在数)の過半数の同意を得なければならない。
- 3 次期会長等として選任されたものは、就任承諾書を現会長に提出し、現会長は提出確認後委嘱状を交付しなければならない。

(会長の権限)

第17条 会長は、定款第21条第2項の規定による業務の執行のため、定款第34条の規定に基づき設定される事務局に事業の執行を命じることができる。ただし、事業の執行にあたって簡易な事項については、事務局において専決させることができる。

(報告事項)

第18条 会長は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項については、次回の理事会に報告しなければならない。

- (1) 評議員または役員から報告を求められた事項
  - (2) 行政官庁が実施する検査または調査の結果およびその改善状況
  - (3) 評議員及び役員の中途退任に関する事。
  - (4) 1件百万円以上の予算の執行および契約の締結に関する事。(ただし、人件費に関するものは除く。)
  - (5) 固定財産以外の固定資産の処分に関する事。
  - (6) 会長が専決をした事項
  - (7) その他、会長が報告を要すると認めた事項
- (中途退任)

第19条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(補欠選任等)

第20条 定款第23条第2項における役員の補欠選任並びに第3項における欠員補充については、第13条および第14条および第15条の規定を準用する。

(役員名簿)

第21条 会長は、役員が選任されたときは速やかに役員名簿を作成し、永久に保存しなければならない。

## 第5章 理事会

(会長の専決)

第22条 定款第27条第1項に規定する会長が専決できる事項は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 就業規則、給与規程、運営規程などのうち関係法令や条例等の改正に準じた改正に関する事
- (2) 職員の任免に関する事
- (3) 役員の出張に関する事
- (4) 寄付金の受け入れに関する事
- (5) 前各号のほか、理事会において認める事項

(定例会および臨時会)

第23条 理事会は、定例会と臨時会とする。

2 定例会の時期および付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 6月理事会

ア 定款第12条第1項第5号に規定する前年度の計算書類及び財産目録並びに事業報告

イ その他定款第27条に規定する事項

(2) 3月理事会

ア 定款第12条第1項第4号に規定する翌年度の予算及び事業計画

イ その他定款第27条に規定する事項

3 臨時会は、会長が必要と認めるとき、または社会福祉法第45条の14第2項の規定に基づき理事会の開催請求があったときとする。

(準用規定)

第24条 第8条から第12条までの規定は、理事会に準用する。この場合において「評議員」とあるのは「理事」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「定款第16条第1項」とあるのは「定款第30条第1項」と、「社会福祉法施行細則第2条の15」とあるのは「社会福祉法施行細則第2条の17」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(予算および決算)

第25条 定款第38条に定める収支予算書および定款第39条に定める決算に関する事項については、定款第41条の規定により定める会計に関する規程において定めるものとする。

(監査の実施)

第26条 定款第22条に規定する監事の事業報告及び決算監査は、第23条第2項第1号に定める6月理事会の開催日までに実施するものとする。

(監査報告書)

第27条 監事は、監査終了後、社会福祉法施行細則第2条の27並びに第2条の36の規定による監査報告書を作成しなければならない。

## 第7章 公告の方法その他

(機関紙)

第28条 定款第48条に規定する機関紙は「社協まいばら」とする。

2 「社協まいばら」に関する事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第29条 この細則に定めのない事項については、別に定める。

附則

この細則は、平成17年10月1日から実施する。

この細則は、平成19年4月1日から実施する。

この細則は、平成19年5月29日から実施する。

この細則は、平成20年5月27日から実施する。

この細則は、平成22年7月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この細則は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この細則は、平成25年5月29日から施行する。

この細則は、平成25年7月25日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。